

2021 年 1 月吉日

会員各位

荒井商事株式会社
アライオートオークショングループ

軽自動車申請書類について

令和 2 年 12 月 23 日 軽自動車検査協会から発表された「申請手続に関するお知らせ（令和 3 年 1 月 4 日実施）」に基づき、軽自動車申請書類の取扱いを下記のように対応させていただきます。ご理解とご協力をお願い致します。

記

対応：申請依頼書・OCR 申請書・返納確認書・譲渡証明書の押印を不要とする

補足：所有者承諾書が必要な場合は、従来通り申請依頼書または OCR 申請書への所有者の押印が必要となります。

※尚、こちらの内容は、今後変更する場合があります。

軽自動車検査協会のホームページ（<https://www.keikenkyo.or.jp>）等から「申請手続に関するお知らせ」をご確認いただきご不明な点がございましたら各会場「書類課」までお問合せください。

以上

申請手続に関するお知らせ ～申請手続等にかかる押印・署名が廃止となります～

1. 背景

規制改革実施計画（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）等において、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面を求めている手続全てについて、恒久的な対応として、年内に制度見直しの検討を行うこととされ、これを踏まえ、国土交通省が所管する省令において、国民や事業者等に対して押印を求めている手続について、押印を不要とする等の所要改正が行なわれたところです。

そのなかで、軽自動車のいわゆる OCR 申請書につきましても今般の押印見直しの対象とされたことから、令和 3 年 1 月 4 日（月）より以下の取扱いとさせていただきますので、ご理解の程宜しくお願いいたします。

2. 見直しの概要

- ① 申請書・申請依頼書・譲渡証明書に求める押印を廃止[※]し、所定の記載のみにより申請することが可能となります。
- ② 新規、並行、改造自動車等の事前届出書面についても押印を廃止し、所定の記載により手続きを行なうことが可能となります。
- ③ 代理人による申請手続の場合は、従前どおり申請依頼書の提出をお願いいたします。

※ 従前の様式（印の表示があるもの）に基づき作成、押印・署名された申請書・申請依頼書・譲渡証明書については、当面の間使用することができます。

詳しくは、軽自動車検査協会職員にお尋ねください。